

## 学校プール廃止に関する請願書

### 1. 請願の要旨

子どもの声を聞かず一方的な学校プール廃止に反対し、学校プールでのプール授業と一般開放を求める。

### 2. 請願の理由

学校プールは昭和30年代ごろから、文部省（当時）の指導により全国の小中学校に設置が進められました。同時に、学校体育に水泳授業が採用され全国に普及していきました。

泉南市でも小・中学校にプールや市民プールがつくられ、長年子どもたちや市民に親しまれてきました。市民プールが廃止されましたが、学校プールを市民向けに開放してきました。不幸な学校プール事故後も、全国に先駆け安全性を確保しプールは継続されてきました。

泉南市には西信達中と、西信達小を除く全小学校にプールがあり、水泳授業や夏休み中の一般開放が行われてきました。ところが、今年度から、財政難で学校プールが改修できないと砂川小、信達小、西信達中以外はプールを廃止し、来年は全校でプールを廃止すると一方的に決定しました。

泉南市子どもの権利に関する条例では、「市及び市民等は（中略）子どもの声に耳を傾け、子どもの最善の利益を第一に考慮し、もって子どもの権利が擁護されるよう、不断に努めなければなりません」とあります。

プールの廃止は子どもたちの声を聞き、子どもの最善の利益を第一にしたものでしょうか。財政難を理由に、市民プールに続き、学校プールまでも全廃するのは、このこども権利条例にも反します。

プール授業は阪南市との境界近くにあるサンエス温水プールに行くことになるため、児童の送迎だけでも大変になります。身近な学校プールがなくなれば、泳げない子が増えると心配されています。子どもも大人も夏の楽しみが奪われます。

阪南市には市民プールが6つあり、学校授業や一般開放が行われています。泉佐野市は4中学校に市営プールがあり、現在小学校にプールを建設しています。

老朽化したプールは建て替えでなく、長寿命化工事を行えば、財政負担を軽減し維持できます。利用可能なプールさえ廃止することこそ、財政上問題です。全国でも学校の統廃合などにより学校プールは減少していますが、泉南市のように一気にプールを廃止する例は全国でもありません。

子どもたちの権利を奪い、意見を聞かず説明責任を果たさず、一方的に進める学校プールの廃止に強く反対し、来年度以降のプール再開を求めます。

**採決結果**  
**令和元年6月20日 不採択**